

議案第57号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり中畑川河川災害復旧工事（10災988号）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成11年2月8日議決。平成11年3月24日一部変更議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年8月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年8月11日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- 5 工事完成期限中「平成11年8月30日」を「平成11年10月30日」に改める。